アクション・プランに基づき横浜市と神奈川労働局が雇用、福祉施策等を 一体的に実施するための協定書

> 平成25年2月20日 横浜市·神奈川労働局

アクション・プランに基づき横浜市と神奈川労働局が 雇用、福祉施策等を一体的に実施するための協定書

横浜市(以下「甲」という。)と神奈川労働局(以下「乙」という。)は、平成22年12月28日付け閣議決定「アクション・プラン〜出先機関の原則廃止に向けて〜」記の2(3)に基づき、必要な雇用、福祉施策等を一体的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(基本理念)

第1条 甲と乙は、住民の福祉の増進及び就労支援に資する観点から、この協定の実施及び改廃に関して互いに要望することができ、当該要望については、互いに誠実に対応するものとする。

(事業目的)

第2条 甲と乙は、甲が管理する施設内に、福祉サービスの相談窓口と職業相談等の 窓口が一体となった就労支援体制を整備し、もって生活保護受給者、生活困窮者、 ひとり親(以下「支援対象者」という。)に対する就労支援を実施することを目的 とする。

(事業内容)

- 第3条 甲と乙は、前条の一体となった就労支援体制により、双方の各種支援メニューを有効に活用し、さらなる効果的かつ効率的な就労支援を実施する。
- 2 前項の一体的な就労支援体制により、支援対象者に対して、早期就職が可能と判断できる者に対する求人情報の速やかな提供や就職に向けてのきめ細かな対応等を実施する。

(施設等)

- 第4条 甲は、甲が管理する横浜市の該当区役所において、前条の事業について乙と 一体的かつ円滑に実施するための施設として確保し、担当部署を決定のうえ管理を 行う。
- 2 甲と乙は、それぞれの権限と責任に応じて、前項の施設の運営に必要な備品及び 機器を設置する。当該施設の運営上必要な工事については、甲と乙が協議して負担 を決定する。
- 3 第1項の施設の名称は、「ジョブスポット」とする。

(体制等)

- 第5条 乙は、予算の範囲内において、ジョブスポットにハローワークシステムにおける職員用端末一式及び求人情報提供端末を各々設置するとともに、職業相談員を配置する。
- 2 甲と乙は、連携して第2条に規定する支援対象者に対し次の各号に掲げる業務を 行う。
- (1)職業相談及び職業紹介に関する業務
- (2) 就労実現に向けた継続した支援業務
- 3 前項に定めるもののほか、甲の職員と乙の職員が連携して、支援対象者の就労促進に資する事業を行う。
- 4 前3項及び第3条の事業内容、体制等の業務執行に関する事項の詳細については、 別途、甲、乙協議の上、事業計画において定めるものとする。

(運営協議会)

- 第6条 甲及び乙は、ジョブスポットの円滑な運営等に資するため、「横浜市と神奈川労働局による一体的実施にかかる運営協議会」(以下「運営協議会」という。) を別に定めるところにより設置する。
- 2 運営協議会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとし、その事業年度 毎に運営協議会を開催する。
- 3 前項の運営協議会では、事業年度の第1四半期に前事業年度の事業報告を調査審議し、第4四半期に当該年度の事業実績見込みによる事業報告及び翌年度の事業計画を調査審議することを基本とする。

(目標設定及び業績評価)

- 第7条 甲乙は、運営協議会が前条第3項の事業計画を調査審議するに当たり、数値 目標を定めるものとする。
- 2 運営協議会は、前条第3項の事業報告を調査審議するに当たり、毎年度、事業実 績の把握及び評価を行い、必要な見直しを行う。

(広報)

第8条 甲及び乙は、ジョブスポットの広報を恒常的かつ積極的に実施する。

(費用の負担)

第9条 ジョブスポットの管理に要する費用において、乙は職業相談員に係る経費、

光熱費及び通信費、ハローワークシステムに係る経費、職業相談員等が使用する消耗品費、備品等の経費を負担する。

- 2 ジョブスポットの機器の保守点検費及び修繕費は、その管理権限の所在に応じて 甲又は乙が負担する。
- 3 第4条第1項で規定する区役所において、事業の拡大等に伴いジョブスポットの 拡張又は移転等が発生した場合は、甲、乙協議のうえ、備品及び機器の移設工事等 を負担する。
- 4 運営協議会の運営費用は、甲、乙それぞれの所属の職員に係る経費はそれぞれが 負担する。
- 5 その他の経費については、費用の内容によりその都度、甲、乙協議の上決定する。

(原状回復)

第10条 ジョブスポットの全部又は一部が終了した場合、甲又は乙は、速やかに当該 終了した事業に係る機器(自らの管理権限を有するものに限る。)の撤収に係る原 状回復を行う。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、ジョブスポットの運営、管理等に関し必要な 事項は、その都度、甲、乙協議のうえ、決定する。

附則

- 1 この協定は、平成25年2月20日から施行する。
- 2 この協定は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年2月20日

横浜市中区港町1丁目1番地 甲 横浜市 横浜市長 林 文子

横浜市中区北仲通5-57 乙 厚生労働省神奈川労働局

神奈川労働局長 久保村 日出男